

十日町市発注工事の提出書類一覧(受注者用)

平成24年7月版

本表に記載している事項は、一般的な工事において管理書類や竣工書類として提出を求めるものです。工事の種類や内容により、省略できたり追加になる場合がありますので、事前に市の監督員等と協議の上提出してください。

区分	提出書類		適用条件(内容)	根拠(基準)	提出時期	備 考
施工管理関係	①	工事着手届	すべての工事	財務規則第179条	契約後7日以内	
	②	当初工程表	請負額50万円以上。ただし、請負額500万円以上は施工計画書に含む	請負基準約款第3条 特記仕様書	契約後7日以内	
	③	現場代理人・主任技術者通知書（監理技術者）	すべての工事 ※主任技術者とは建設業法ですべての現場に配置義務のある技術者 ※主任技術者は請負額2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上であるときは、その工事現場に専任でなければならない（建設業法第26条第3項） ※工事の下請代金の総額が3,000万以上（建築一式工事は4,500万以上）の場合は、主任技術者の代わりに監理技術者を配置しなければならない ※監理技術者（建築一式の場合は、下請代金の総額5,000 万以上であるときの監理技術者）は、工事現場に専任でなければならない H23.8.1以降に契約した工事の現場代理人は、下記条件を満たせば原則5件まで兼任することができる。 1 兼任しようとする工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満 2 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること	建設業法第26条 請負基準約款第10条	工事着手届と同時に	監理技術者資格要件 1級国家資格者 （一級建築士、1級建築施工管理技士、1級土木施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士等。関連した分野の技術士も可） 大臣特別認定者等
	④	施工計画書 変更施工計画書（変更の部分のみ追加）	請負額500万円以上	新潟県標準仕様書（県準拠）	契約後30日以内 変更の場合は速やかに	仕様書1－1－5
	⑤	材料承認願	使用材料の品名・規格寸法・品質・数量等を記したもの（試験成績表、証明書、図面、カタログなどを添付。JIS・JAS・日本下水道協会製品等は添付の省略可）	請負基準約款第13条 新潟県標準仕様書（県準拠）	工事着手時まで	仕様書1－1－21
	⑥	工事打合せ簿	発注者と請負者の間において書面により行うもの	新潟県標準仕様書（県準拠）	対象工事着手時まで	仕様書1－1－7
	⑦	段階確認書	段階確認が必要な工事（設計図書にしめされた段階において、出来形・品質・規格・数値等を確認）	新潟県標準仕様書、新潟県土木工事監督技術基準（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－22 仕様書その2 P16～19
	⑧	工程管理書類	計画工程に実施工程を対比して記入したもの	新潟県標準仕様書、新潟県土木工事施工管理基準（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－23 仕様書その2 P39
	⑨	出来形管理書類	出来形管理基準等に定める測定項目及び測定基準により、設計値と実測値を対比し出来形管理を行ったもの（出来形管理図・展開図など）	新潟県標準仕様書、新潟県土木工事施工管理基準（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－23 仕様書その2 P39、P41～P174
	⑩	品質管理書類	品質管理基準等に定める試験項目、試験方法及び試験基準により品質管理をおこなったもの	新潟県標準仕様書、新潟県土木工事施工管理基準（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－23 仕様書その2 P39、P175～P270
	⑪	写真管理書類	工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影したもの	新潟県標準仕様書、新潟県土木工事施工管理基準（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－23 仕様書その2 P39、P271～P344
	⑫	安全管理書類	工事現場の安全を確保するために実施した対策、研修・訓練等の実績	新潟県標準仕様書 新潟県土木工事安全施工技術指針ほか（県準拠）	竣工時	仕様書1－1－23 仕様書1－1－32
	⑬	工事履行届	すべての工事	請負基準約款第11条	竣工後速やかに	
施工体制関係	①	下請け関係確認書類	請負金額が50万円以上で下請けが発生する工事 書式は任意。施工体系図準用可。 ※1件当たり500万円以上の工事を下請に付す場合、建設業の許可を受けている者以外とは契約不可	請負基準約款第7条 特記仕様書	工事着手時まで	新潟県建設生産システム合理化指導要綱：別紙5
	②	工事外注計画書	下請契約の予定金額の総額 が3,000万円以上の場合（建築一式工事は4,500万円以上）	工事の請負に当たっての留意事項（新潟県）準拠	工事着手届と同時に	左記留意事項：別記様式2

十日町市発注工事の提出書類一覧(受注者用)

平成24年7月版

本表に記載している事項は、一般的な工事において管理書類や竣工書類として提出を求めるものです。工事の種類や内容により、省略できたり追加になる場合がありますので、事前に市の監督員等と協議の上提出してください。

区分	提出書類		適用条件(内容)	根拠(基準)	提出時期	備 考
施工体制関係	③	下請け決定通知書	工事請負金額 が3,000万円以上の場合(建築一式工事は4,500万円以上)で、1件当たり500万円以上の工事を下請に付す場合	新潟県建設生産システム合理化指導要綱(県準拠)	工事着手日から1ヶ月以内、それ以降の契約は締結後7日以内	要綱:別紙様式
	④	施工体制台帳、施工体系図	下請契約金額の総額 が3,000万円以上の場合(建築一式工事は4,500万円以上) 添付書類:下請契約書、技術者の資格証明書、技術者の雇用証明 再下請けの場合、再下請通知書	建設業法第24条 新潟県建設生産システム合理化指導要綱(県準拠)	工事着手時まで	左記契約を締結するには、元請業者は特定建設業の許可が必要。 台帳は工事現場に備えるとともに、市に写しを提出 仕様書1-1-12 台帳:要綱別紙3 再下請通知書:要綱別紙4
	⑤	工事カルテ(コリンズ登録)	請負額1000万円以上(増額変更により請負金額が1000万円になった場合も含む) 詳細は、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)へ	新潟県標準仕様書(市運用) 特記仕様書	契約後10日以内	平成26年度からは請負金額500万円以上 仕様書1-1-6
	⑥	品質証明員通知書	請負額3億円以上 請負者自らがいままで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類	新潟県標準仕様書(県準拠)	契約後7日以内	仕様書1-1-24
	⑦	品質証明書			竣工時	
	⑧	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	請負額500万円以上、購入しない場合はその理由を記入	新潟県建設生産システム合理化指導要綱(県準拠)	履行届提出時	要綱:参考資料2
建設副産物関係	①	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	特定建設資材(コンクリート(プレキャスト板等を含む。)、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等 建築工事 解体床面積80m2以上、新築・増築床面積500m2以上、請負代金が1億円以上 土木工事の場合、請負代金が500万円以上	建設リサイクル法 新潟県標準仕様書(県準拠)	施工計画書に含め提出	仕様書1-1-20
		再生資源利用実施書 再資源利用促進実施書			竣工時	
	②	再資源化等完了報告書			竣工時	
	③	産業廃棄物管理票総括表(マニフェスト)			竣工時	
	④	残土処理関係書類	請負金額50万円以上で残土処理があるもの 処理場の位置図、状況写真等処理状況が確認できる書類	特記仕様書	竣工時	
その他	①	関係官庁への許可申請(道路占用・道路使用・運行制限依頼・その他必要とする書類)	工事着手までに関係官庁の許可を受け、その書類(写し可)を竣工検査資料として提出する	道路法ほか 新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-41
	②	事故報告書	事故があった場合 (事故が発生した場合は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに提出する)	新潟県標準仕様書(県準拠)	事故発生後速やかに	仕様書1-1-35